

大学共同利用機関法人自然科学研究機構受託研究員等規程

平成16年4月1日

自機規程第24号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）における受託研究員等の受入れに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「受託研究員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

一 受託研究員

現に民間会社等において技術者又は研究者としての職務に従事する者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）第67条第1項本文で定める大学院に入学することのできる者又は大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年自機通則第1号）第2条第1項に規定する大学共同利用機関、第2条の2第1項に規定する機構直轄の研究施設及び第50条第1号に規定する岡崎共通研究施設（以下「機関」という。）の長（岡崎共通研究施設にあつては、当該共通研究施設に対して密接な関係及び協力を行う大学共同利用機関の長とする。以下同じ。）が、これらに準ずる学力があると認められた者

二 受託研修員

次の教員で教授研究能力を向上させるため機構において研究に従事する者

イ 国立大学法人、大学共同利用機関法人（機構を除く。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構の教員

ロ 私立学校、専修学校、公立高等専門学校及び公立大学法人の教員

ハ 独立行政法人教員研修センターが行う教職員派遣研修により機構に派遣される教員

三 外国人受託研修員

独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）による独立行政法人国際協力機構が、発展途上国から招致する研修員で、学校教育法（昭和22年法律第26号）第52条で定める大学を卒業した者又は機関の長が、これらに準ずる学力があると認められた者

四 中国医学研修生

中国医学研修生受入れ制度実施要項（昭和62年9月7日文部省学術国際局長決裁）に基づく中国医学研修生として、財団法人日中医学協会が中国から招致する研修生で、学校教育法（昭和22年法律第26号）第52条で定める大学を卒業した者又は機関

の長が、これらに準ずる学力があると認めた者

2 この規程において「委託者」とは、受託研究員等を、機関の長に依頼する者をいう。

(受入基準)

第3条 受託研究員等は、研究目的が適切であり、かつ、機構の研究教育に支障が生ずるおそれがない場合に、受け入れるものとする。

(申請及び許可)

第4条 委託者は、受託研究員等の委託の申請をしようとするときは、研究開始の1か月前までに、所定の受託研究員等申請書に推薦書及び履歴書を添えて、機関の長に提出するものとする。

2 前項の申請の許可は、前条に規定する基準を満たしていると認められる場合には、各受入機関の定めるところに従い、機関の長が行う。

3 前項の規定により、受託研究員等の受入れを許可したときは、委託者に通知するものとする。

(研究期間)

第5条 受託研究員等の研究期間は、1年以内とし、その期間は受入れを許可された期間の属する事業年度の範囲内とする。

(研究期間の延長)

第6条 委託者は、研究の必要により研究期間の延長を申請するときは、延長開始の1か月前までに、所定の期間延長申請書を機関の長に提出するものとする。

2 前項の申請に基づき、第3条に規定する基準を満たしていると認められる場合には、各受入機関の定めるところに従い、機関の長が許可する。

3 前項の規定により、研究期間の延長を許可したときは、委託者に通知するものとする。

(指導職員)

第7条 機関の長は、受託研究員等に対し、研究の目的及び内容を考慮し、当該機関の研究教育職員又は年俸制職員（特任専門員を除く。）のうちから、当該受託研究員等を指導する者（以下「指導職員」という。）を定めるものとする。

(講義、演習等への参加及び施設の利用)

第8条 受託研究員等は、指導職員が必要と認めた場合は、当該機関の講義、演習、実験、実習等に参加することができる。

2 受託研究員等は、指導職員の許可を得て、当該機関の施設及び設備を利用することができる。

(研究料等)

第9条 受託研究員等は、別表1から4に定める額の研究料を支払うものとする。

2 前項の研究料は、機構長が別に発行する請求書により支払うものとする。

3 機関の長は、委託者が指定する日までに研究料を支払わないときは、受入れの許可を

取り消すものとする。

4 特別の事情により、研究を中止した後、第5条により許可された研究期間の範囲内で、再度、研究を開始した場合の研究料は、改めて徴収しない。

5 既納の研究料は、返還しない。

(研究の中止)

第10条 受託研究員等は、研究を中止等しようとするときは、所定の中止許可願を、委託者を経て、機関の長に提出しなければならない。

2 前項の規定により、機関の長が研究の中止を決定したときは、機構長及び委託者に報告するものとする。

(許可の取消し)

第11条 機関の長は、次のいずれかに該当する場合は、許可を取り消すことができる。

一 受託研究員等の研究内容が不適切と認められるとき。

二 受託研究員等が病気その他事故により研究の実が上がらないと認められるとき。

三 その他受託研究員等として受け入れることが不適切であると認められるとき。

2 前項の規定により、許可を取消したときは、委託者にその旨を通知しなければならない。

(知的財産の取扱い)

第12条 受託研究員等が、機構において行った研究活動により生じた知的財産の取扱いについては、機構が定める知的財産ポリシー及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構職務発明等規程（平成16年自機規程第12号）による。

(規則の遵守)

第13条 受託研究員等は、機構のサービス及び安全管理規程等を遵守しなければならない。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、受託研究員等の受入れに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

別表1

第2条第1項第1号に掲げる者

月額 47,200円
------------

別表2

第2条第1項第2号イに掲げる者

職 名 等	研 究 料
教授	月額 29,300円
准教授	月額 15,700円
講師	月額 11,500円
助教又は助手	月額 7,300円

別表3

第2条第1項第2号ロ又はハに掲げる者

派 遣 機 関	区 分	研 究 料
私立学校，専修学校，公立 高等専門学校，公立学校	実験（臨床を含む）系	月額 37,800円
	非実験系	月額 18,900円
教員研修センター	実験系	月額 10,200円
	非実験系	月額 5,900円

別表4

第2条第1項第3号及び第4号に掲げる者

当該実施要項等の定めるところによる。
--------------------